公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４７５９号
神奈川県相模原市南区西大沼３丁目３―33―105
債務者　塩川　信夫
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７９７号
東京都東大和市南街２丁目36―１―202
債務者　鶴田　智子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８０３号
東京都大田区大森北３丁目24―27
債務者　藤野俊太郎
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８２８号
東京都江東区北砂５丁目20―７―506
債務者　金崎　律子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８７１号
神奈川県横浜市鶴見区下野谷町１丁目24―３―506
債務者　泉谷　　希
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８７２号
東京都日野市平山４丁目20―１　都営日野平山アパート７―203
債務者　加藤　由美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８９５号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目13―６
債務者　安部由利子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９０７号
東京都品川区大井２丁目18―12―101
債務者　角田　哲也
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１１号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１―14―９―1201、住民票上の住所千葉県松戸市五香西１丁目31―17
債務者　菅原　愛子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１２号
埼玉県ふじみ野市上福岡１―14―39―1005、住民票上の住所静岡県富士市吉原４丁目23―３
債務者　森田　泰広
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１３号
東京都中野区鷺宮３丁目９―14　ホームＴＩ101
債務者　小澤　康男
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１４号
東京都中野区鷺宮３丁目９―14　ホームＴＩ101
債務者　小澤　智美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１７号
千葉県船橋市三咲６丁目11―16
債務者　小松　賀子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９２０号
東京都大田区大森北５丁目５―18―206
債務者　金井　理敏
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部